

1. 研修課程の概要

本校研修課程では、社会人等で新たに就農を希望する方を対象に、就農に必要な知識と基本技術について実践的に学ぶことができる研修を実施しています。

①講義と実習を組み合わせた体系的カリキュラムを通じ、中核となる就農品目の栽培技術を習得する「スキルアップ研修（長期研修）」、②県内で生産される主要野菜4品目に特化し、品目別に特性・生理、栽培管理の基礎について講義とグループ方式実習により習得する「スキルアップ（短期研修）」の令和3年度研修生を募集します。

《各研修の概要と特色》

(1) スキルアップ研修（長期研修）

- ①特 徴 農業の基礎的知識と、栽培（又は飼育）の基本的技術が習得できます。野菜及び花き専攻の場合は、主な担当品目を設定し、施肥設計、栽培管理、調製・出荷等、一連の作業を経験するほか、就農計画作成演習や農家実習等を通じて、実践力を習得しながら経営のイメージを固めていくことができます。講義は、研修生のための基礎的な必修講義に加えて、養成課程の学生向けの講義も聴講でき、幅広い知識習得が可能です。
- ②研修期間 1年間
- ③開講時期 4月、10月（年2回）
- ④専攻 果樹・野菜・花き・作物・畜産
- ⑤修了の基準 研修実施日の7割以上出席した者に対し、修了証書を授与

(2) スキルアップ研修（短期研修）

- ①特 徴 主要野菜4品目（白ねぎ、ブロッコリー、ミニトマト、スイカ）について、品目別に実施する基礎研修です。各品目の栽培特性、防除や施肥等に関する基礎知識習得のための座学講義のほか、栽培管理に関する実習をグループ方式により実施します。
- ②研修期間 4か月
- ③開講時期 4月（白ねぎ）、6月（ミニトマト）、7月（ブロッコリー）、9月（白ねぎ）、3月（スイカ、ミニトマト）
- ④修了の基準 研修実施日の7割以上出席した者に対し、修了証書を授与

《取得可能な資格等》

受講期間中は、以下の免許または資格取得についての情報を提供します。

ただし、それぞれ試験・講習の日程が異なるため、受講するコース及び開講時期によっては取得できないものがあります。

- ・大型特殊自動車運転免許及びけん引免許（農耕車に限る）
- ・ガス及びアーク溶接技能
- ・小型車両系建設機械運転特別教育
- ・毒物劇物取扱者資格
- ・玉掛技能
- ・危険物取扱者免許
- ・小型移動式クレーン運転技能
- ・日本農業技術検定
- ・フォークリフト運転技能
- ・2級ボイラー技士免許

《その他》

○農業の経験がなく、本研修を受講する前にごく初歩的な農業体験をしてみたい方は、本校において連続した5日以内の体験（就農体験研修）を無料で行うことができます。

○本校では、産業人材育成センター倉吉校からの委託を受け、公共職業訓練「アグリチャレンジ科」を実施しています。これは、農業従事希望者の基礎訓練として、農業に関する基礎知識と農作業に要する基本技能を習得できる約4か月の研修であり、年3回（6月、10月、2月）開講します。

申込先は住所地のハローワークですが、研修内容については農業大学校にお問い合わせください。

《問い合わせ先等》

応募に関する詳細については、本校教育研修担当にお問い合わせください。

また、受講願書は、本校以外にも下記の各機関で入手することができます。また、本校のホームページからダウンロードすることもできます。

機 関 名	所在地・電話番号
鳥取県農林水産部農業大学校教育研修担当	〒682-0402 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1238 TEL (0858) 45-2411 FAX (0858) 45-2412
鳥取県農林水産部経営支援課	〒680-8570 鳥取市東町1丁目 220 TEL (0857) 26-7263 FAX (0857) 26-7294
(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部	〒680-0011 鳥取市東町1丁目 271 (鳥取県庁第2庁舎8階) TEL (0857) 26-8349 FAX (0857) 29-4867
(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構 米子本部	〒683-0054 米子市鞆町1丁目 160 (西部総合事務所4階) TEL (0859) 31-9780 FAX (0859) 35-0198
鳥取県東部農林事務所 鳥取農業改良普及所	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目 176 TEL (0857) 20-3562 FAX (0857) 20-3561
鳥取県東部農林事務所八頭事務所 八頭農業改良普及所	〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家 100 TEL (0858) 72-3837 FAX (0858) 72-3567
鳥取県中部総合事務所農林局 倉吉農業改良普及所	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 TEL (0858) 23-3190 FAX (0858) 23-3198
鳥取県中部総合事務所農林局 東伯農業改良普及所	〒689-2301 鳥取県東伯郡琴浦町八橋 212 - 1 TEL (0858) 52-2125 FAX (0858) 52-2127
鳥取県西部総合事務所農林局 西部農業改良普及所大山普及支所	〒689-3303 鳥取県西伯郡大山町所子 541-8 TEL (0859) 53-3721 FAX (0859) 53-3723
鳥取県西部総合事務所農林局 西部農業改良普及所	〒683-0054 米子市鞆町1丁目 160 TEL (0859) 31-9685 FAX (0859) 39-0494
鳥取県西部総合事務所日野振興センター 日野農業改良普及所	〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1 TEL (0859) 72-2024 FAX (0859) 72-2090

2. 募集要項

1 定員等

研修	専攻	研修期間(予定)	募集定員
スキルアップ研修 (長期研修)	果樹 野菜 花き 作物 畜産	① 4月開講 令和3年4月14日～令和4年3月18日 ② 10月開講 令和3年10月13日～令和4年10月12日	①②合計で15名程度
スキルアップ研修 (短期研修)	野菜 (白ねぎ) ブロッコリー スィカ ミトマト	① 4月開講(白ねぎ) 令和3年4月14日～8月10日 ② 6月開講(ミトマト) 令和3年6月9日～10月8日 ③ 7月開講(ブロッコリー) 令和3年7月7日～11月5日 ④ 9月開講(白ねぎ) 令和3年9月8日～令和4年1月7日 ⑤ 3月開講(スィカ、ミトマト) 令和4年3月1日～6月30日	各品目5名程度

2 受講資格

(1) スキルアップ研修(長期研修)

以下の要件のいずれにも該当する方

- ①就業経験がある方で、鳥取県内での就農(就農とは、自営農業に従事したり、農業法人に就職すること等をいう)を希望し、就農が見込まれる方
- ②受講開始時の年齢が50歳未満の方

前述の要件にかかわらず、次の項目に該当する、校長が認めた方

- ・就農予定地域及び品目が定まっており、当該地域や農協生産部等による就農支援体制が整っていること
- ・基礎習得としての本研修受講がなければ、就農が困難と見込まれる場合

(2) スキルアップ研修(短期研修)

以下の要件のいずれにも該当する方

- ①鳥取県内での就農(就農とは、自営農業に従事したり、農業法人に就職すること等をいう)を希望し、就農が見込まれる方
- ②受講開始時の年齢が65歳未満の方

3 出願及び開講日程

	スキルアップ研修(長期研修)		スキルアップ研修(短期研修)				
	4月開講	10月開講	4月開講	6月開講	7月開講	9月開講	3月開講
受付期間	令和3年2月1日 ～2月28日	令和3年8月1日 ～8月31日	令和3年2月1日 ～2月28日	令和3年4月1日 ～4月30日	令和3年5月1日 ～5月31日	令和3年7月1日 ～7月31日	令和4年1月4日 ～1月31日
面接実施予定日	令和3年3月12日	令和3年9月17日	令和3年3月12日	令和3年5月14日	令和3年6月11日	令和3年8月6日	令和4年2月10日
許可通知予定日	令和3年3月19日	令和3年9月24日	令和3年3月19日	令和3年5月21日	令和3年6月18日	令和3年8月20日	令和4年2月18日
開講予定日	令和3年4月14日	令和3年10月13日	令和3年4月14日	令和3年6月9日	令和3年7月7日	令和3年9月8日	令和4年3月1日

4 出願手続

次の書類を郵送又は直接本校に提出してください。

- ① 受講願書 ----- 本校指定様式（別紙様式1）
- ② 各研修申込調書 ----- 本校指定様式（別紙様式2）

5 願書受付期間

前記「3 出願及び開講日程」に記載のとおり（土・日曜日及び祝日を除く。）。持参する場合はそれぞれ最終日の17時までとします。郵送の場合は、それぞれ最終日に必着とします。

6 願書提出先

〒682-0402 鳥取県倉吉市関金町大鳥居1238番地
鳥取県立農業大学校
（封筒に「研修課程受講願書在中」と朱書きのこと。）

7 選考方法

書類審査及び面接により決定します。

面接実施予定日は、前記「3 出願及び開講日程」に記載のとおりです。

8 受講許可通知

前記「3 出願及び開講日程」に記載のとおり、御本人に文書で通知します。

9 受講手続

受講決定者は、所定の期日までに、誓約書の提出、受講料の納付を行ってください。その他受講に必要な手続きについては、別途通知します。

10 受講費用等

- ① 長期研修受講料は111,600円、短期研修受講料は40,000円です（受講料の金額は改定されることがあります）。その他、テキスト代等の実費、傷害保険料、資格試験受験料等が別途必要です。
- ② 受講料の支払が困難な場合、減免制度があります。
- ③ 長期研修においては、受講期間中、養成課程の講義を聴講することができますが、この場合の聴講料は必要ありません。

11 その他

- ① スキルアップ研修（長期研修）受講者のうち、研修修了後、50歳未満で県内にて独立就農又は独立就農を目指し農業法人等に就職をする者で、要件を満たした方は、農業次世代人材投資資金（準備型）を受給することができます（最高1,500,000円/年）。
- ② 校内の食堂は完全予約制です。昼食は1食430円です。
- ③ 宿泊希望の方は、国際農業交流館 宿泊施設（個室、洋室）を利用いただくことが可能です（一泊2,000円（8日以上連続利用は8日目から一泊600円）、シーツ代500円、朝食260円、昼・夕食各430円）。
- ④ 受講申込者の方には、選考前に、研修科職員による面談を受けていただきます。面談に関しては、改めてご連絡いたします。県外在住の方については、電話対応とさせていただきます場合もあります。
なお、この面談は、今後の適切な研修実施や就農支援のために行うものです。そのため、個人的事情を伺うこともありますが、趣旨を御理解の上、御対応ください。